

「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

令和4年1月21日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」に係る御意見の募集について、令和3年10月22日から同年11月20日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところです。その結果、2件の御意見をいただきました（なお、本省令案に直接関連のない御意見を2件いただきました。）。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

| 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|--|--|
| <p>○ 「(6) 企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限の見直し」について、</p> <p>「加入者の資格取得又は喪失情報の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から 30 日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から 30 日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月 14 日のいずれか早い日までとする。」としているが、混乱しそうである。月末に起きた場合、届け出は翌月末で良かったのが、翌月 14 日になるためである。もし、短くすることに説得力ある理由があるなら、一律 14 日以内にしたいほうがすっきりする。</p>  | <p>○ 毎月末日現在における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに企業年金連合会を經由して国民年金基金連合会に通知することとすることに伴い、加入者資格の得喪に関する情報の提出期限を見直す必要があるものの、可能な限り実務に影響が出ない(変更が生じない)よう配慮を行う必要があるため、「当該資格取得又は喪失の日から 30 日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月 14 日のいずれか早い日まで」としているところです。</p>                        |
| <p>① 他の事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出について、申出書の提出先については、企業型年金加入事業者ではなく、企業型年金を運営している組織にすべきと考える。(その方が個人情報保護のために適切であり、問題ある企業型年金加入事業者(その事業主及び従業員)による問題も避けられると考えるため。)</p> <p>② 企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等について、もちろんセキュリティについては高い程度であるべきと考える。</p> <p>③ 個人型年金加入者の申出について、国民年金基金連合会が各機関に照会して確認も行えるとよいのではないかと考える。</p> <p>④ 企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限</p> | <p>① 企業型年金を実施している企業型年金加入事業主は、企業型年金加入者の拠出限度額を管理する必要があり、当該企業型年金加入者が他制度加入者に該当するかどうかを把握する必要があるため、申出先を企業型年金加入事業主としているところです。</p> <p>② 頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>③ 頂いた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>④ 毎月末日現在における他制度加入者に関する他制度掛金相</p> |

の見直しについて、このようにする理由が不明なのであるが、一律 30 日以内の方が扱いやすいのではないかと考える。届出期限は従前のままでよいのではないかと考える。

当額等の情報を翌月末日までに企業年金連合会を經由して国民年金基金連合会に通知することとすることに伴い、加入者資格の得喪に関する情報の提出期限を見直す必要があるものの、可能な限り実務に影響が出ない（変更が生じない）よう配慮を行う必要があるため、「当該資格取得又は喪失の日から 30 日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月 14 日のいずれか早い日まで」としているところです。